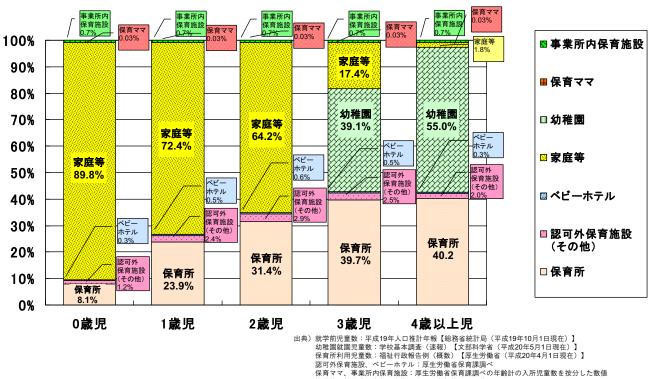
就学前児童が育つ場所

〇就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、以下のとおり。



家庭等:就学前児童数と各施設入所児童数総計との差

33

他の社会保障制度における市町村事業の仕組み

介護保険制度	障害者自立支援法	次世代育成支援
 〔地域支援事業〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 <u>1. 必須事業</u> ①介護予防事業 ②包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務) 2. 任意事業 ①介護給付費等費用適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他の事業(※各自治体の創意 	 〔地域生活支援事業〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 <u>1. 必須事業</u> ①18該支援事業 ②コミュニケーション支援事業 ③日常生活用具給付等事業 ④移動支援事業 ⑤地域活動支援センター機能強化事業 2. 任意事業 福祉ホーム事業などのメニュー事業のほか、各自治体の創意工夫による事業実施 	 〔次世代育成支援対策交付金〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 (※必須事業はなくすべて任意。) 乳児全戸家庭訪問事業 養育支援家庭訪問事業 ファミリー・サポート・センター事業 子育て短期支援事業(ショトステイ・トワイライトステイ) 延長保育促進事業 その他事業(※各自治体の創意)
<u>してはいたりままたが可能</u> <u>工夫による事業実施が可能</u> (財政支援・財源構成) 地域支援事業の実施に <u>必要な費用について、上限額(※)の範囲内において、以下の</u> <u>財源構成により、関係者が負担</u> 。 ※当該市町村の介護給付費の3%以内 <u>「ほその事業</u> (日本の本) (日本) (日本の本) (日	か、 <u>谷自治体の創息工夫による事業実施</u> が可能。 (財政支援・財源構成) 地域生活支援事業の実施に必要な費用 について、一定の算定基準に基づいた額 を国が補助。 具体的には、 <u>事業実績と人口による基準</u> により、各年度の国庫予算額を配分 (国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4) ※なお、市町村による事業のほか、 <u>都道府県による事業(専門性の高い</u> 相談支援事業や研修事業等)あり。	・ その他事業(※各自活体の創息 工夫による事業実施が可能。) (財政支援・財源構成) 市町村が地域行動計画に基づき策 定した毎年度の事業計画に対し、一定 の算定基準に基づいた額を国が補助 するもの。 具体的には、事業量と児童人口等に より、各年度の国庫予算額を配分。 ※ 事業毎に一定額が補助される仕 組みではない。 (国:1/2、市町村:1/2)